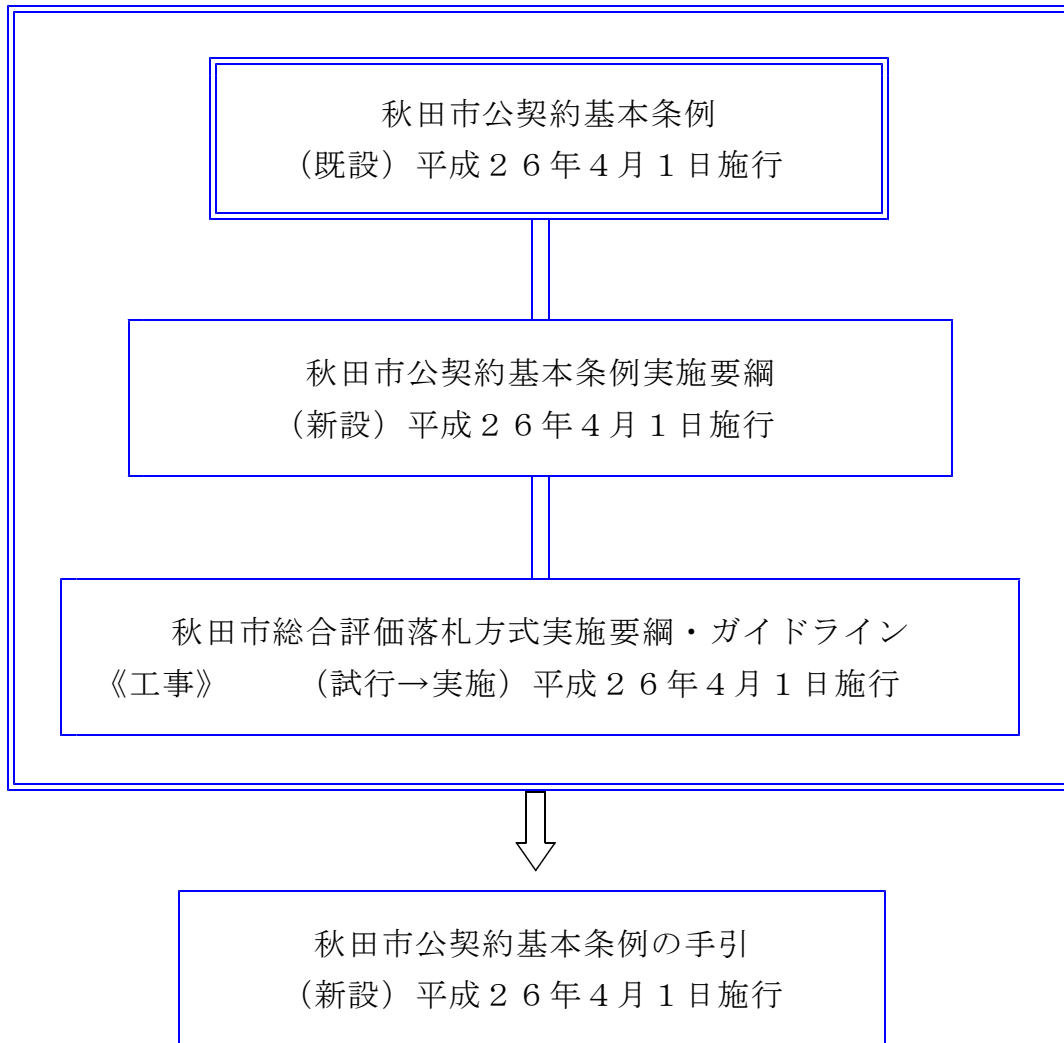


秋田市公契約基本条例の手引

令和6年4月1日一部改正

総務部契約課

秋田市公契約基本条例と要綱等との関連イメージ



「秋田市公契約基本条例の手引」の中で、各々規定されている要綱等をおり表記する。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 条例要綱 | 秋田市公契約基本条例実施要綱で規定したもの |
| 条例手引 | 秋田市公契約基本条例の手引で規定したもの |
| 総合要綱 | 秋田市総合評価落札方式実施要綱（工事）で規定したもの |
| 総合ガイド | 同上ガイドライン（工事）で規定したもの |

目 次

秋田市公契約基本条例の背景・目的	1
条例の構成	2
基本条例の概要および解説	3
別紙様式	27

秋田市公契約基本条例の背景・目的

平成21年7月に「公共サービス基本法」が施行され、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするために、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定された。

また、自治体には、雇用、環境、福祉などの社会的価値の実現をはかる責務があり、このような政策を実現するためには、従来の「価格入札」から、こうした社会的価値の実現をはかるための適正な価格での入札へ転換する必要があると言われている。

こうした諸事情を踏まえ、工事等の受注者が労働者に対し適正な賃金を支払うことなどの労働環境の向上および事業の品質確保を図るため、当該条例を制定したものであり、企業の育成や労働環境の確保など、多様な視点に立った公契約の基本方針を柱とする本条例を制定し、併せて、適正な価格による競争入札が行われるよう入札制度の整備を進めるものである。

条例の構成

秋田市公契約基本条例は、公契約を履行する場合における市および受注者等の責務を明らかにするもので、市は、公契約に係る入札契約制度において、公平性、公正性、透明性等を確保するとともに、地域経済の発展や公契約の履行にあたり確保されるべき公正な労働基準、環境、福祉などの社会的価値の向上に資することを目的として定めるものである。

また、公契約の受注者等に対し、社会的価値の向上を目指す取組みに関する事項等を定めるものとなっている。

条例の構成は、次表のとおりである。

目的（第1条）	市の行う公契約について、社会的価値の向上に資することなど、条例制定の目的を規定
定義（第2条）	本条例で使用する「公契約」以下、8種類の用語の意義を規定
基本方針（第3条）	公契約に係る施策を実施するに当たっての3つの基本方針を明記
市の責務（第4条）	本条例の目的を達成するための市の責務を規定
受注者等の責務（第5条）	市の事業の実施に携わる者としての受注者等の責務を規定
地元企業の活性化等のための仕組みづくり（第6条）	地元企業の活性化等につなげるために留意すべき事項について規定
労働環境の向上のための仕組みづくり（第7条）	総合評価落札方式において、労働環境の向上を図るとともに、評価項目等の実効性を確保するため取り組むべき事項を規定
品質確保のための仕組みづくり（第8条）	ダンピング入札による受注の排除および公契約の品質確保のため取り組むべき事項について規定
その他の契約等（第9条）	公契約以外の契約等についても、基本方針を踏まえ取り組むよう規定
委任（第10条）	公契約に関し必要な事項は、市長が別に定める

基本条例の概要および解説

第1条 目的

- 公契約の適正な履行および良好な品質を確保する
- 労働者の適正な労働条件を確保する
- 市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する

第2条 定義

- この条例において、次に掲げる用語の意義は当該各号に規定する
 - (1) 公契約
市が発注する工事、製造その他の請負の契約および業務の委託に関する契約
 - (2) 受注者
市と公契約を締結した者
 - (3) 下請負人等
次に掲げる者をいう。
 - ア 下請その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務を請け負った者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者
 - (4) 受注者等
受注者および下請負人等
 - (5) 対象労働者
次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者又は下請負人等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者および家事使用人を除く。）
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負人等から公契約に係る業務を請け負う者
 - (6) 低入札価格調査制度
市長が、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該

契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする制度

(7) 最低制限価格制度

市長が、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度

(8) 総合評価落札方式

政令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式

《参考》総合評価落札方式の特徴

価格以外の要素を考慮

公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体となって技術的能力を有する競争入札参加者により競争が行われ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約が締結される必要がある。

総合評価落札方式において、競争参加者の技術力および技術提案を適切に評価することにより、技術と経営に優れた企業が伸びる環境が整備される。

第3条 基本方針

- (1) 地元企業に配慮した発注をすることにより、地域の雇用促進および地域経済の活性化を図る
- (2) 対象労働者の労働環境の向上を図る
- (3) 不当な価格での入札を防止することにより公契約の品質の確保を図る

第4条 市の責務

- 地元企業の活性化につながる施策を実施すること
- 労働環境の向上につながる施策を実施すること
- 公契約の品質の確保につながる施策を実施すること

第5条 受注者等の責務

- 第1項 公契約に係る市の施策に協力するよう努めること
- 第2項 公契約に係る事業の品質の確保および社会的価値の向上に努めること
- 第3項 労働基準法、最低賃金法その他の関係法令を遵守し、対象労働者の適正な労働環境の確保に努めること

第6条 地元企業の活性化等のための仕組みづくり

- 第1項 総合評価落札方式を活用し、地元企業の活性化、育成および発展につなげるため次の事項に留意すること
 - (1) 地域貢献および地域防災等に関する評価項目の充実 ※1 (P6)
 - (2) 価格以外の技術的要素等の評価が落札者の決定に効果的に反映される仕組みづくり ※2 (P9)
 - (3) 総合評価落札方式の対象工事等の拡大 ※3 (P10)
- 第2項 登録業者の格付基準における地域貢献等に係る審査項目の充実を図ること ※4 (P11)

※1 地域貢献および地域防災等に関する評価項目の充実

◆建設工事に係る総合評価落札方式の評価項目の充実

総合評価落札方式に地元貢献評価項目を新たに追加し、基準配点を付する。

総合要綱

○市内企業の活用（地元貢献）

ア 下請負人に発注する場合

- ・土木工事等（一般土木工事、舗装工事、管渠更生工事等をいう。）において、下請負人等に工事を発注するときの発注先について、市内企業の活用率に応じ、自己採点する。（基準配点：1点・0.5点）
- ・建築工事等（建築工事、電気・機械設備工事、水道施設工事、プラント工事等）において、下請負人等に工事を発注するときの発注先について、市内企業等の活用率に応じ、自己採点する。（基準配点：1点・0.5点）

- イ 当該工事に使用する資機材を調達するとき、市内企業からの調達率について自己採点する。（基準配点：1点・0.5点）

総合ガイド

※市内企業：秋田市に登記簿上の本社・本店を有する者をいう。

※市内企業等：市内企業又は秋田市内に所在する支店・営業所等をいう。

《参 考》 地元貢献評価項目および基準配点 (新規)

地元貢献評価項目	基準配点	備 考
・土木工事等において、下請負人等に工事を発注するとき、すべて市内企業に発注する者（すべての工種について当該受注者が施工する場合を含む。）	1点	
・土木工事等において、下請負人等に工事を発注するとき、80%以上100%未満市内企業に発注する者	0.5点	
・建築工事等において、下請負人等に工事を発注するとき、すべて市内企業等に発注する者（すべての工種について当該受注者が施工する場合を含む。）	1点	
・建築工事等において、下請負人等に工事を発注するとき、80%以上100%未満市内企業等に発注する者	0.5点	
当該工事に使用する資機材を調達するとき、すべて市内企業等から調達する者	1点	
当該工事に使用する資機材を調達するとき、80%以上100%未満市内企業等から調達する者	0.5点	
合 計	最大2点	

【評価に係る運用事項】

- (ア) 受注希望者は、当該工事の施工に当たって契約締結を予定している下請負人および資機材の納入業者（機器・資材製造者選定届に記載予定の者）のうち、市内企業又は市内企業等の活用予定について、上記評価基準に基づき自己申告するものとする。

(イ) 受注者は、当該評価項目において提出した内容については、履行義務を負うこととなる。

市は、工事完成前に下請負人との契約書等および資機材の調達先を確認し、履行状況を確認する。その結果、評価された項目が基準どおり履行されていなかったとき、以下の計算式により市内企業（市内企業等）の活用率（＝履行率）を算出し、当該履行率に応じ、工事成績評定点を減点する。

○履行率の算定

土木工事等で下請負人等に工事を発注する場合

$$\begin{array}{l} \text{市内企業の活用率} \\ \text{の活用率} \end{array} = \frac{\text{当該工事の施工にあたり契約締結した下請負人等のうち市内企業の総数}}{\text{当該工事の施工にあたり契約締結した下請負人等の総数}} \times 100 (\%)$$

建築工事等で下請負人等に工事を発注する場合

$$\begin{array}{l} \text{市内企業等の活用率} \\ \text{の活用率} \end{array} = \frac{\text{当該工事の施工にあたり契約締結した下請負人等のうち市内企業等の総数}}{\text{当該工事の施工にあたり契約締結した下請負人等の総数}} \times 100 (\%)$$

資機材の調達先

$$\begin{array}{l} \text{市内企業等の活用率} \\ \text{の活用率} \end{array} = \frac{\text{当該工事の施工にあたり契約締結した資機材の調達先のうち市内企業等の総数}}{\text{当該工事の施工にあたり契約締結した資機材調達先の総数}} \times 100 (\%)$$

当該評価項目で市内企業の活用予定を80%以上100%未満で申告した受注者（0.5点の配点を得た受注者）の履行率は、上記算定式で得た結果に100/80を乗じた値とする。

履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容は、24ページの工事の履行成績の評価に記載のとおり

○実績等評価項目の基準配点は以下のとおりとする

総合ガイド

《参 考》実績等評価項目および基準配点

	実績等評価項目	基準配点	備 考
企業 の 技 術 力 等	1 工事成績評定点	5 点	評定点の平均が80点以上： 5.0点 〃 75点以上： 3.5点 〃 70点以上： 2.0点 〃 65点以上： 0.5点 〃 65点未満：-1.0点 〃 60点未満：-2.0点
	2 同一工種工事施工実績	5 点	
	3 配置予定技術者の同一工種工事施工実績	5 点	
	4 I S O 9001認証取得状況	1 点	
	5 I S O 45001又はCOHSMS：コスモスの取得状況	2 点	I S O 45001：2.0点 COHSMS：コスモス：2.0点 ※重複加点なし
	合 計	18点	
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	6 災害時対応としての社会的貢献	2 点	過去5年間における緊急時・災害時の活動実績がある者：2.0点 秋田市と個別又は組合もしくは協会等の団体として防災協定を締結している者：1.0点 ※重複加点なし
	7 消防団協力事業所の認定状況	1 点	
	8 I S O 14001、エコアクション21又はあきた環境優良事業所の認証取得状況	1 点	I S O 14001：1.0点 エコアクション21：1.0点 あきた環境優良事業所：0.5点 ※重複加点なし
	9 障がい者雇用状況	1 点	
	10 男女共同参画職場づくり事業加点対象者認定状況	1 点	
	11 次世代育成支援対策推進法等に基づく企業認定状況	1 点	次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定を受けている者：1.0点 秋田市元気な子どものまちづくり企業の認定を受けている者：0.5点 ※重複加点なし
	12 保護観察対象者等の雇用状況等	1 点	保護観察対象者等の雇用協力事業主として保護観察所に登録しており、保護観察対象者等を雇用している者：1.0点 保護観察対象者等の雇用協力事業主として保護観察所に登録している者：0.5点 ※重複加点なし
	13 エイジフレンドリーパートナーの登録状況	1 点	エイジフレンドリーパートナーの登録証を有している者：1.0点
	合 計	9 点	

※2 価格以外の技術的要素等の評価が落札者の決定に効果的に反映される仕組みづくり

総合ガイド

◆実績等評価項目に関する配点

企業の信頼性・社会性に関する評価項目の基準配点は最大で9点となるが、圧縮補正を行い、6点に圧縮する。それに、企業の技術力等の基準配点合計（18点）を加えると、実績等評価項目に関する基準配点の合計は24点となるが、工事の設計金額に応じて以下のとおり圧縮補正を行う。

設計金額 1 億円未満	24 点を 15 点に圧縮
設計金額 1 億円以上 2 億円未満	24 点を 12 点に圧縮
設計金額 2 億円以上	24 点を 9 点に圧縮

◆地元貢献評価項目および労働環境評価項目の基準配点

地元貢献評価項目の基準配点は2点、労働環境評価項目の基準配点は4点とし、圧縮補正はしない。

なお、労働環境評価項目については、12ページの「◆労働環境評価台帳による評価」を参照すること。

《参 考》 技術等評価点と価格評価点の配点

実績等評価項目			地元貢献 評価項目	労働環境 評価項目 (注)	施工計画 評価項目	技術等評 価点の配 点合計 (A)	価格評価 点 (100-A)
設計金額	基準配 点合計	配点 (圧縮後)					
1 億円未満	24点	15点	2点 (必須項目)	—	4点 (選択項目)	17点～21点	83点～79点
1～2 億円		12点		4点		18点～22点	82点～78点
2 億円以上		9点		(必須項目)		15点～19点	85点～81点

注：労働環境評価項目については、※5 (P12)を参照のこと。

※3 総合評価落札方式の対象工事等の拡大

◆対象となる公契約の範囲について

本条例の対象となる公契約のうち、労働環境向上等のため総合評価落札方式の対象とする範囲は次のとおりとする。

総合要綱

○ 工事請負契約

平成26年度から、総合評価落札方式の対象工事範囲を設計額が5千万円以上の工事とする。ただし、緊急性のある工事や、工期等に照らし支障があるものについては対象としないことができるものとする。

なお、労働環境評価項目については、習熟度および運用効率の向上等を図るため、当分の間、設計額が1億円以上の工事について対象とするものとする。

○ 測量および建設コンサルタント業務

測量および建設コンサルタント業務請負契約を総合評価落札方式の対象とする。

しかしながら、当該方式導入に先立ち、低入札価格調査制度および成績評定要領等を設定し、一定期間運用することが必要である。

※4 登録業者の格付基準における地域貢献等に係る審査項目の充実

◆建設工事入札参加者資格審査基準および格付基準の主観点の算出基準は以下のとおり

《参 考》主観点の算出基準

審査項目	数 値	備 考
1 ISO9001 認証取得状況	10点	
2 ISO14001、エコアクション21又はあきた環境優良事業所の認証取得状況	10点	あきた環境優良事業所認定制度のステップ2を取得した者（5点）（重複加点なし）
3 ISO45001 又はCOHSMS：コスモスの取得状況	10点	（重複加点なし）
4 災害時対応としての活動状況	5点	秋田市と個別又は組合もしくは協会等の団体として災害発生時の復旧等活動に関する協定を締結している者（2点）（重複加点なし）
5 消防団協力事業所の認定状況	5点	
6 障がい者雇用状況	5点	
7 男女共同参画職場づくり事業加点対象者認定状況	5点	
8 次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定状況	5点	秋田市元気な子どものまちづくり企業の認定を受けている者（2点）（重複加点なし）
9 保護観察対象者等の雇用協力事業主として保護観察所に登録しており、保護観察対象者等を雇用している者	5点	保護観察対象者等の雇用協力事業主として保護観察所に登録している者（3点）（重複加点なし）
10 エイジフレンドリーパートナーとして登録されている者	5点	

第7条 労働環境の向上のための仕組みづくり

第1項 総合評価落札方式において、労働環境に関する評価項目を新たに
加えること ※5 (P12)

第2項 前項の評価項目等の実効性を確保するため、次の事項に取り組む
こと

(1) 対象労働者は作業報酬額等をあらかじめ確認できること

※6 (P14)

(2) 対象労働者は支払いを受けた作業報酬額等について異議を申し出る
ことができること ※7 (P17)

(3) 申出があったとき、市は立入調査や是正措置等の指導をすること
※8 (P18)

(4) 申出をしたことを理由として対象労働者に対し、解雇、請負契約の
解除等の不利益な取扱いをしてはならないこと ※9 (P20)

※5 労働環境に関する評価項目の追加

◆労働環境評価台帳による評価

総合評価落札方式の対象になった工事等においては、受注希望者に労働環境
評価台帳（以下、「評価台帳」という。）（別紙1）の作成・提出を義務付け
る。

条例要綱

評価台帳において、対象労働者へ支払いを予定している作業報酬額のうち、
各職種における最も安価な労働者の作業報酬額の日額（所定労働時間内8時間
当たり）を記載のこと。ただし、時間外等割増賃金、突貫手当、休業手当は含
まない。

《参 考》作業報酬額算定の対象となる賃金等

賃 金	定期の賃金	基本となる賃金		基本給（定額給）・出来高給
		諸 手 当	補助的 手当	家族手当・通勤手当・地域手当・ 住宅手当
		任 務 ・ 能 力 ・ 就 業 ・ 労 働 ・ 賞 励 手 当	現場手当・技能手当・有給休暇手当 ・精勤手当など	
		実物給与	通勤用定期の支給・食事の支給	
	臨時の賃金等		賞与（ボーナス等）・退職金・その 他の臨時の賃金等	

日額制以外の場合は、以下の方法で算出する。

ア 日給の場合……日給を記入

イ 時間給の場合……(時間給)×(一日の所定労働時間内8時間当り)

ウ 月給の場合……(月給)÷(一月平均所定労働日数)

エ 出来高払制……計算された賃金の総額を当該賃金算定期間において当該請負制によって労働した総労働日数で除した金額

記載した作業報酬額の日額と、職種ごとに記載してある当該年度設計労務単価（農林水産省及び国土交通省が、各年に実施した公共事業労務費調査に基づき、その翌年度当初から用いる公共工事の工事費の積算に用いるための労務単価）を比較し、自己採点する。（基準配点4点）

総合ガイド

(1) 評価台帳による評価の方法

① 支払い予定作業報酬額(円/日)のうち、各職種における最も安価な労働者の作業報酬額を(B)の欄に記載する。なお、見習い・手元、アルバイト等については、人夫又は軽作業員に分類するものとする。

② 記載した作業報酬額(B)と、当該年度設計労務単価(A)を比較し、以下に記載する基準により配点する。

- ・作業報酬額が設計労務単価に0.9を乗じた額以上のとき……………4点
- ・作業報酬額が設計労務単価に0.9を乗じた額未満で、0.8を乗じた額以上のとき……3点
- ・作業報酬額が設計労務単価に0.8を乗じた額未満で、0.75を乗じた額以上のとき……2点
- ・作業報酬額が設計労務単価に0.75を乗じた額未満で、0.7を乗じた額以上のとき……1点

③ それぞれの区分で評価した結果を合計し、評価対象となった職種の項目数で除した数値を評価点とする。

ただし、受注した工事の施工中において、設計変更等により、評価対象となった職種以外の職種に労働者が配置された場合であっても、評価点の再計算は行わない。また、当初予定していた下請負人等の手配がつかず、別の者が従事したときは、当該従事した者の作業報酬額をもって履行確認を行うものとする。

条例手引

※6 対象労働者は作業報酬額等をあらかじめ確認できること

受注者は、労働環境評価台帳に記載し評価を受けた対象労働者の作業報酬額等を転記した対象労働者の秋田市公契約労働台帳（以下「労働台帳」という。）（別紙2）を、当該契約締結後5日以内に市に提出する。

条例要綱

総合評価落札方式において、当該評価項目を履行する（評価の対象になった作業報酬額を支払う）ことを申請して落札した場合は、受注者はその申請内容について履行義務を負うことになる。

受注者は、労働台帳を事業場等の対象労働者が見やすい場所に掲示するか、又は書面を交付するなどして当該台帳の内容を対象労働者に周知しなければならない。なお、労働台帳には以下の事項も記載することとする。

- (1) 当該条例が適用される対象労働者の範囲
- (2) 下請負人等を含む賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。
- (3) 申出をする場合の申出先（受注者、下請負人および総務部契約課、工事担当課所室の住所、電話番号）
- (4) 申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除、その他不利益な取扱いをしてはならないと条例で定めていること。

対象労働者にとって、当該工事等が公契約基本条例の対象であることを予め知らされていないと申出ができないことから、受注者は、周知を徹底しなければならない。なお、周知の状況については当該工事等の監督員が確認するものとする。

総合ガイド

受注者は、賃金台帳により作業報酬の支払状況を管理するものとし、工事が完了した日の属する月の翌月の末日までに職種ごとの作業報酬額のうち最も低い額を支払った者に係る賃金台帳又は支払を証する書類の写しを、市長に提出するものとする。

市は、この資料をもって、履行状況の確認を行うものとする。

また、市は、賃金台帳等の管理状況を確認するため、次の各号に掲げる時期に、当該工事に従事している対象労働者の賃金台帳（又は支払を証する書類）の写しを提出させることができる。

- (1) 契約締結後、最初の支払について記載された賃金台帳等 契約締結日が属する月の翌々月の末日
- (2) 工期が複数年度におよぶ工事における各年度（工事が完了した日の属する年度を除く。）の年度末の賃金台帳等 当該年度の翌年度の5月末日

条例要綱

◆労働台帳の作成

総合評価落札方式の対象になった工事等においては、受注者に労働台帳の作成・提出を義務付ける。労働台帳は、労働者へ支払いを予定している作業報酬額のうち、各職種における最も安価な労働者の作業報酬額（評価台帳に記載した作業報酬額と同額）を記載するものとする。

対象労働者からの申出があった場合、労働台帳に基づき、当該労働者の作業報酬額が労働台帳に記載された作業報酬額を下回っていないかなどを確認する。

労働台帳には、作業報酬額のほか、支払形態、社会保険加入状況等を記載する。

条例要綱

(1) 労働台帳の記載要領

条例手引

①工事名 ②履行場所 ③履行期間

当該工事の設計書から転記すること。

④作業報酬の支払い方法 ⑤作業報酬等の支払日

受注者（下請負人を含む）が規定する作業報酬の支払日等を記入すること。

⑥受注者名、⑦受注者住所、⑧代表者名

受注者の情報を記載すること。

⑨現場代理人、⑩電話

当該工事に配置を予定している現場代理人の氏名および電話番号（携帯電話可）を記入のこと。

⑪職種

国土交通省が公表している公共工事設計労務単価の51職種による。

台帳には、主要11職種について名称を記載しているが、必要に応じ職種を追加すること。（職種の定義や作業内容については、国土交通省ホームページにより最新の「公共工事設計労務単価について」を参照のこと。）

元請・下請・その他本条例第2条第1項第5号に規定する労働者の該当する職種について記載すること。

⑫元請・下請

当該項目に記載する作業報酬額を受け取る者の雇用主が当該工事の受注者（元請）か下請負人であるかを記載すること。

⑬支払形態

当該項目に記載する作業報酬額を受け取る者への支払い方法を記載すること。（日給・月給以外の支払形態があるときは、具体的に記載すること。）

⑭作業報酬額

当該職種従事者のうち日額が最も安価な者の作業報酬額（評価台帳に記載した作業報酬額と同額）を記載すること。

⑮所定労働時間数

当該項目に記載する作業報酬額を受け取る者の所定労働時間数を記入すること。

⑯対象労働者の社会保険等加入状況

当該工事に従事する労働者の社会保険等への加入状況を記載すること。

加入している場合…………… 1 を記入

加入していない場合…………… 2 を記入

適用除外（注 1）の場合… 3 を記入

注 1：適用除外とは、企業において従業員規模等により各保険の適用が除外される場合をいう。

《参 考》平成 25 年 3 月 29 日付け 国土入企第 37 号

「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」

（国土交通省土地・建設産業局長より各都道府県他あて）

本日、平成 25 年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で 15%、被災三県の平均では約 21%の上昇となったところです。

— 中略 —

若年層が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約 26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は喫緊の課題であり、— 中略 — 適切な価格での契約および技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを促進していただけるようお願いいたします。

記

1, 2 略

3 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底に関する指導

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者および労働者にとって法令上の義務であり、また、建設労働者に最低限の福利厚生を確保して、若年入職者の確保を図ることが技能継承を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）が勘案されているほか、既に平成24年4月に現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう既に要請を行ったところです。

つきましては、受注者と専門工事業者との間で、社会保険料（事業主負担分および労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、受注者に、社会保険料相当額の適切な支払いを指導するとともに、その支払い状況を確認するなどの特段のご配慮をお願いします。

※7 対象労働者は支払いを受けた作業報酬額等について異議を申し出ることができること

条例要綱

対象労働者は、作業報酬額が予定日に支払われていない場合や、実際に支払いを受けた作業報酬額について異議があるときは、受注者等又は市（工事担当課又は契約課）に対し申出をすることができる。

対象労働者が市に申出をする方法は、申出書（別紙3）を利用するほか、口頭による申出も受け付けする。

受注者等は、正当な理由がある場合を除き、当該労働者に支払われるべき労働報酬額が予定日に支払われていない場合は、速やかに支払状況を確認し、正当な作業報酬額を支払うようにしなければならない。

受注者は、対象労働者への作業報酬額の支払い状況について、下請負人等への確認・指導も含め、適切な管理をしなければならない。

※8 申出があったとき、市は立入調査や是正措置等の指導をすること

条例要綱

市（工事担当課および契約課）は、対象労働者からの申出に対し、受注者から提出された労働台帳と申し出た情報をもとに確認作業を行う。確認を行った結果、労働台帳に記載された労働環境を満たしていないと判断したときは、受注者等に対し必要な報告もしくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業場等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

市は、立入調査を行った結果、受注者等が労働台帳に定められた金額を下回る作業報酬額の支払いをするなどの状況が認められた場合は、是正措置を講ずるよう受注者に求めることができる。

受注者は、是正措置を求められた場合は、措置を講ずるとともにその結果を市に報告しなければならない。

市が行う調査等において虚偽の報告をするなど調査の妨害を行った場合又は是正措置を命じられたにもかかわらず、措置を講じないなどの対応をした場合は、市は受注者に対し、指名停止などの措置を講ずることがある。

立入調査をする職員はその身分を示す証明書（別紙4）を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示する。

条例要綱

申出があったときの対応については、公契約基本条例の業務フロー（別紙5）のとおりとする。

《参 考》秋田市指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、製造の請負及びその他の請負の適正な履行を確保するため、入札に参加することができる資格を有する業者又はその役員若しくは使用人等が官公庁若しくは民間の工事に関して工事事故、不良工事、不正行為等を起こし、又は法令に違反し業者として不相当であると認められる場合（下請業者が工事事故等を起こし、又は法令に違反した場合も含む。）の指名停止について必要な事項を定める。

(指名停止措置基準)

第2条 市長は、業者又はその役員若しくは使用人等が別表第1各号又は別表第2各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に掲げる期間の範囲内において指名を停止するものとする。

2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

(秋田市指名停止措置要綱第2条、第4条、第7条関係)

(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定した日から 1カ月以上 9カ月以内
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定した日から 1カ月以上 9カ月以内
15 秋田市公契約基本条例第7条第2項第3号の規定に従わないとき、又は同条例同条同項第4号の規定に違反したとき。	認定した日から 1カ月以上 9カ月以内

※9 申出をしたことを理由として対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除等の不利益な取扱いをしてはならないこと

条例要綱

受注者等は、対象労働者が申出をしたことを理由に解雇等の不利益な取り扱いをしてはならない。このことについて、労働台帳に明記し、対象労働者に周知しなければならない。

条例手引

第8条 品質確保のための仕組みづくり

第1項 最低制限価格制度および低入札価格調査制度の活用

※10 (P21)

第2項 工事・業務等の履行成績の評価を実施 ※11 (P24)

※10 最低制限価格制度および低入札価格調査制度の活用

◆最低制限価格制度（建設工事および競争入札に付する建設コンサルタント業務等）

設計金額が5,000万円未満で競争入札に付する建設工事および競争入札に付する建設コンサルタント業務等については、最低制限価格制度の対象としている。労働環境の向上および事業の品質確保を図るため、令和6年度から、すべての建設工事について、令和4年3月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「R4中央公契連モデル」という。）と同じ基準による算定式に改正した。

測量・コンサルタント業務等については、平成31年度から、予定価格に特定の範囲の率を乗じて得た額を最低制限価格としているが、適正な価格設定について今後とも検証していく。

《参 考》秋田市最低制限価格制度取扱要領（令和6年4月一部改正）

（対象とする工事および業務）

第2条 最低制限価格制度を採用する対象工事は、設計金額が5千万円未満で競争入札に付する建設工事とする。

2 最低制限価格制度を採用する対象業務は、競争入札に付する測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント業務等および地質調査業務とする。

（最低制限価格）

第3条 「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、前条各項の契約区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

(1) 前条第1項における最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満は切捨て）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超えるときは10分の9を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満は切上げ）とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満切捨て）

(2) 前条第2項における最低制限価格は、予定価格（入札書比較価格）に100分の78から100分の82の範囲内で抽選により決定した率を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

(3) 特別な理由により前2号による設定が困難な場合は、別に定める。

◆最低制限価格制度（上記以外の業務委託）

平成24年度から清掃業務、警備、施設維持管理、保守点検など競争入札に付するすべての業務委託について、以下のとおり最低制限価格を設定し、入札を執行している。

(1) 設定範囲

予定価格の10分の6以上の範囲内で、各業務ごとに定める。

◆低入札価格調査制度（建設工事）

設計金額が5,000万円以上で競争入札に付する建設工事については、低入札価格調査制度の対象としているが、本制度については、令和6年4月から、調査基準価格をR4中央公契連モデルと同じ基準による算定式に、失格判断基準を秋田県と同程度の基準による算定式に改正した。

《参 考》秋田市低入札価格調査制度取扱要領（令和6年4月一部改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む）に規定する、「予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内

容に適合した履行がされないおそれがある」と認められる場合の基準および事務の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を採用する対象工事は、設計金額が5千万円以上で競争入札に付した建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は次のとおりとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする

- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、別に定めることができる。

※11 工事・業務等の履行成績の評価を実施

◆工事の履行成績の評価

本市では、工事の適正な履行の確保と、請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的として、工事の完成時に完成検査を行うとともに、秋田市工事成績評定要領に基づき工事の評価を行っている。

総合評価落札方式を適用した工事において提案した労働環境、地元貢献および施工計画の評価項目については、受注者は履行義務を負うこととなる。市は工事完成時に履行状況を確認し、その結果、評価された項目が提案どおり履行されていなかったとき、当該履行率を算出し、履行率に応じ、工事成績評定点を減点する。

○履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容
評価項目ごとの履行率に応じて次のとおり減点する。

評価項目	履行率	工事成績評定点の減点
労働環境	履行率が50%未満	-8点
	履行率が50%以上70%未満	-5点
	履行率が70%以上80%未満	-2点
	履行率が80%以上	減点なし
地元貢献 (下請負人との契約)	履行率が50%未満	-5点
	履行率が50%以上70%未満	-3点
	履行率が70%以上80%未満	-1点
	履行率が80%以上	減点なし
地元貢献 (資機材の調達)	履行率が50%未満	-5点
	履行率が50%以上70%未満	-3点
	履行率が70%以上80%未満	-1点
	履行率が80%以上	減点なし
施行計画	履行率が50%未満	-10点
	履行率が50%以上70%未満	-8点
	履行率が70%以上80%未満	-5点
	履行率が80%以上	-3点

工事成績評定の結果、評定点が基準を下回ったときは、一定期間の入札参加資格を停止するなどの措置を講じる。

《参 考》秋田市指名停止措置要綱

(その他の措置)

第13条 市長は、業者又はその役員若しくは使用人等が別表第3各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に掲げる期間の範囲内において当該業者の入札に参加することができる資格を停止するものとする。

(以下、「入札参加資格停止」という。)

- 2 市長は、入札参加資格停止期間中の有資格業者を当該期間中に実施する入札に参加させないものとする。
- 3 市長は、有資格業者が別表第3各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間(入札参加資格停止の期間中を含む。)に、別表第3各号の措置要件に該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間は、別表第3各号に定める2倍の期間とするものとする。
- 4 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、当初の入札参加資格停止期間満了後に再度の入札参加資格停止の始期を設定するものとする。
- 5 市長は、入札参加資格停止期間中の有資格業者が当該期間中に市長の発注に係る工事の一部を下請し、又は受託することを妨げない。

別表第3 その他の措置基準

(第13条関係)

措 置 要 件	期 間
(工事成績低採点) 4 秋田市建設工事検査実施要領第8条第1項に該当し、工事成績評定表において、評定点合計が59点以下であるとき。	認定した日から 2週間以上 6カ月以内

◆製造その他の請負の契約および業務委託契約（工事関連業務を除く）

本条例の施行にあたり、工事関連業務以外の業務のうち、1件の予定価格が300万円以上の業務で、庁舎等の警備・清掃、設備等の運転・保守のほか、市長が特に必要と認める業務については、契約締結時において労働環境報告書（別紙6）の提出を求め、契約期間終了時において報告事項の履行状況の確認を行うものとする。履行確認の結果、報告事項の不履行があったときは、当該業務の次回の入札参加機会を制限することができるものとする。

条例手引

（1）労働環境報告書の賃金の計算方法

次に掲げる賃金は、当該賃金額の算定には含まない。

- ① 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
- ② 随時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外、休日および深夜労働に対する賃金

第9条 その他の契約等

○本条例の基本方針を踏まえた施策の実施 ※12

※12 本条例の基本方針を踏まえた施策の実施

指定管理協定などについては、契約等の完了時の評価シートに労働環境向上のための評価項目を加えるなど、基本方針に沿った対応をするよう努める。

職種名	平成31年3月 以降適用 設計労務単価 (円/日) (A)	作業報酬額 (円/日) (B)	配点				
			4点	3点	2点	1点	0点
			(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
特殊作業員	22,400	16,000				1	
普通作業員	17,700	14,000			2		
運転手(特殊)	24,700	15,000					0
運転手(一般)	23,900	12,000					0
一般世話役	26,400						
とび工	23,300						
鉄筋工	25,600						
電工	19,600						
鉄骨工	22,800	15,000					0
溶接工	24,300						
塗装工	22,700						
左官	25,700						
はつり工	23,500						
造園工	19,900						
人夫	14,300	17,000	4				
大工(型枠)	25,600						
大工(造作)	27,800						
衛生配管工	19,200						
防水工	22,800						
板金工	23,400						
サッシ工	26,200						
内装工	23,300						
ガラス工	22,300						
保温工	21,800						
			計 4点	計 0点	計 2点	計 1点	計 0点
			対象項目数 6項目		合計 7点		

配点の基準

C:	$B \geq A \times 0.9$	(作業報酬額が設計労務単価に0.9を乗じた額以上のとき)
D:	$A \times 0.9 > B \geq A \times 0.8$	(作業報酬額が設計労務単価に0.9を乗じた額未満で、0.8を乗じた額以上のとき)
E:	$A \times 0.8 > B \geq A \times 0.75$	(作業報酬額が設計労務単価に0.8を乗じた額未満で、0.75を乗じた額以上のとき)
F:	$A \times 0.75 > B \geq A \times 0.7$	(作業報酬額が設計労務単価に0.75を乗じた額未満で、0.7を乗じた額以上のとき)
G:	$A \times 0.7 > B$	(作業報酬額が設計労務単価に0.7を乗じた額未満のとき)

評価点(合計/対象項目数)	1.1667 点
---------------	----------

(小数点以下第5位を四捨五入)

※ 対象労働者へ支払いを予定している作業報酬額のうち、各職種における最も安価な労働者の作業報酬額をBの欄に入力すると、評価点が計算されます。(評価対象は当該台帳提出日現在のもとする。)

※ 見習い・手元等の労働者については、人夫に分類すること。

労働環境評価台帳(建築等工事以外)

職種名	平成31年3月以降適用 設計労務単価 (円/日) (A)	作業報酬額 (円/日) (B)	配点				
			4点 (C)	3点 (D)	2点 (E)	1点 (F)	0点 (G)
特殊作業員	22,400	17,200			2		
普通作業員	17,700	15,000		3			
軽作業員	14,300	7,000					0
運転手(特殊)	24,700	17,000					0
運転手(一般)	23,900	15,000					0
土木一般世話役	26,400	20,000			2		
とび工	23,300						
鉄筋工	25,600						
型わく工	25,600						
電工	19,600						
鉄骨工	22,800						
溶接工	24,300						
塗装工	22,700						
左官	25,700						
配管工	19,200						
はつり工	23,500						
トンネル世話役	36,000						
トンネル特殊工	36,000						
トンネル作業員	26,200						
造園工	19,900						
橋梁世話役	36,600						
橋梁特殊工	29,700						
橋梁塗装工	31,600						
交通誘導員A	12,800						
交通誘導員B	11,000	10,000	4				
			計 4点	計 3点	計 4点	計 0点	計 0点
			合計 11点				
		対象項目数 7項目					

配点の基準

C:	$B \geq A \times 0.9$ (作業報酬額が設計労務単価に0.9を乗じた額以上のとき)
D:	$A \times 0.9 > B \geq A \times 0.8$ (作業報酬額が設計労務単価に0.9を乗じた額未満で、0.8を乗じた額以上のとき)
E:	$A \times 0.8 > B \geq A \times 0.75$ (作業報酬額が設計労務単価に0.8を乗じた額未満で、0.75を乗じた額以上のとき)
F:	$A \times 0.75 > B \geq A \times 0.7$ (作業報酬額が設計労務単価に0.75を乗じた額未満で、0.7を乗じた額以上のとき)
G:	$A \times 0.7 > B$ (作業報酬額が設計労務単価に0.7を乗じた額未満のとき)

評価点(合計/対象項目数)

1.5714 点

(小数点以下第5位を四捨五入)

※ 対象労働者へ支払いを予定している作業報酬額のうち、各職種における最も安価な労働者の作業報酬額をBの欄に入力すると、評価点が計算されます。(評価対象は当該台帳提出日現在のものとする。)

※ 見習い・手元等の労働者については、軽作業員に分類すること。

秋田市公契約労働台帳(工事用)

台帳作成日 年 月 日

① 工事名	〇〇△△工事	⑥ 受注者名	〇〇建設株式会社
② 履行場所	◇◇地内	⑦ 受注者住所	秋田市〇〇町〇丁目〇番〇号
③ 履行期間	〇年〇月〇日	⑧ 代表者名	代表取締役 秋田一郎
④ 作業報酬の支払い方法	通貨で全額を従業員に直接	⑨ 現場代理人	秋田二郎
⑤ 作業報酬等の支払日	毎月〇〇日	⑩ 電話	018-8△△-□□□□

No.	職種 ⑪	元請・ 下請 ⑫	支払形態(日 給・月給・そ の他) ⑬	作業報酬額 (単位:円/日) ⑭	所定労働時間数(予定)⑮		対象労働者の社会保険等加入状況 (加入している:1、加入していない:2、適用除外:3) ⑯			備考
					1日	1月平均	雇用保険	健康保険	厚生年金	
1	特殊作業員	元請	月給	17,200	8	160	1	1	1	
2	普通作業員	下請	日給	15,000	8	160	1	2	2	
3	軽作業員	下請	日給	7,000	8	160	1	2	2	
4	運転手(特殊)	元請	月給	17,000	8	160	1	1	1	
5	運転手(一般)	下請	日給	15,000	8	160	1	1	1	
6	とび工									
7	大工									
8	鉄筋工									
9	型わく工									
10	左官									
11	交通誘導員B	下請	時給	10,000	8	160	3	3	3	
12	土木一般世話役	元請	月給	20,000	8	160	1	1	1	
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

* 対象労働者が従事する職種ごとに記入のこと。(労働環境評価台帳に記載した作業報酬額と同額を記載すること。)

* 本労働台帳は、事業場の見やすい場所に掲示するか、対象労働者に書面で交付すること。

秋田市公契約基本条例に関するお知らせ

この契約は、秋田市公契約基本条例に定める「公契約」に該当し、当該契約に従事する対象労働者の作業報酬額が、契約前に受注者が提示した額を下回ることがないよう、受注者の義務として秋田市と受注者の契約の中で定められています。

この契約は、秋田市公契約基本条例に定める「公契約」に該当し、当該契約に従事する対象労働者の作業報酬額が、契約前に受注者が提示した額を下回ることがないよう、受注者の義務として秋田市と受注者の契約の中で定められています。

◎当該条例が適用される対象労働者

ア 受注者又は下請負人等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者および家事使用人を除く。)

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負人等から契約に係る業務を請け負う者

◎条例第7条第2項第2号に規定する申出をする場合の申出先

申出先(市又は受注者等)	申出書提出先	電話番号	
受注者	〇〇建設株式会社	秋田市□□	018-***-****
下請負人	△△土木	秋田市〇〇	018-***-****
秋田市	秋田市〇〇部□□課	秋田市△△	018-***-****
	秋田市総務部契約課	秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5438

※ 条例第7条第2項第4号において、受注者等は対象労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

(別紙3)

年 月 日

(宛先) 秋 田 市 長

住所 _____

氏名 _____

申 出 書

下記の公契約対象工事に従事している者ですが、秋田市公契約基本条例第7条第2項第2号の規定により確認した労働環境が遵守されていないことから申出をします。

記

1	工 事 名 (契約番号)	
2	履 行 場 所	
3	履 行 期 限	
4	受 注 者 等	
5	申出の内容	(別紙添付 あり なし)

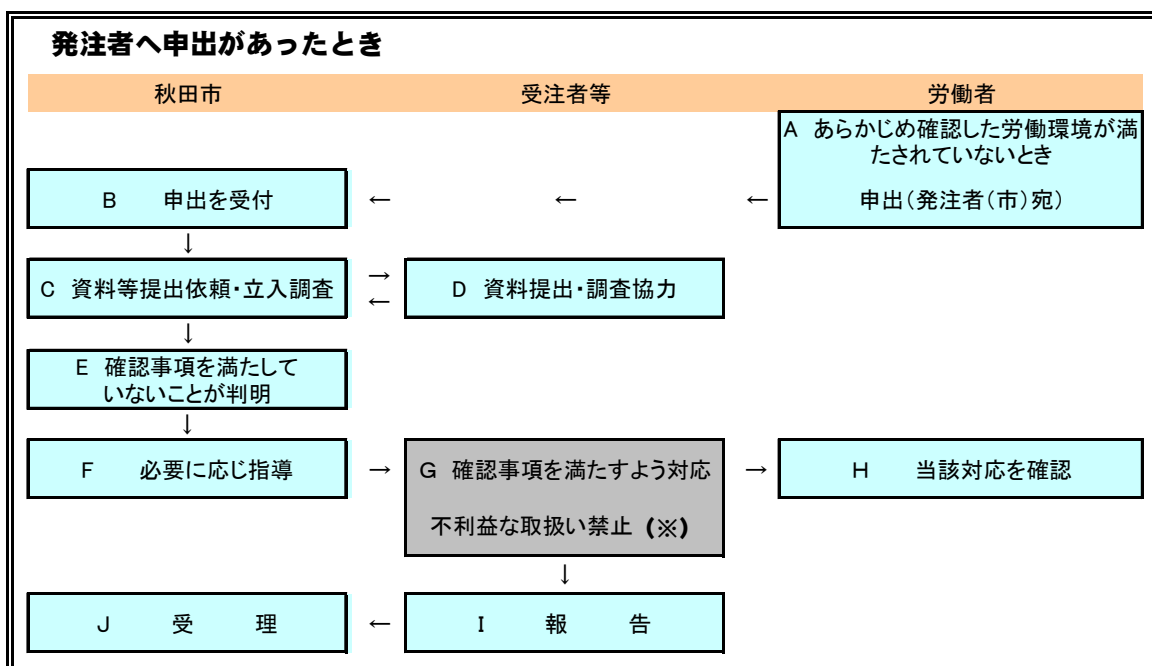
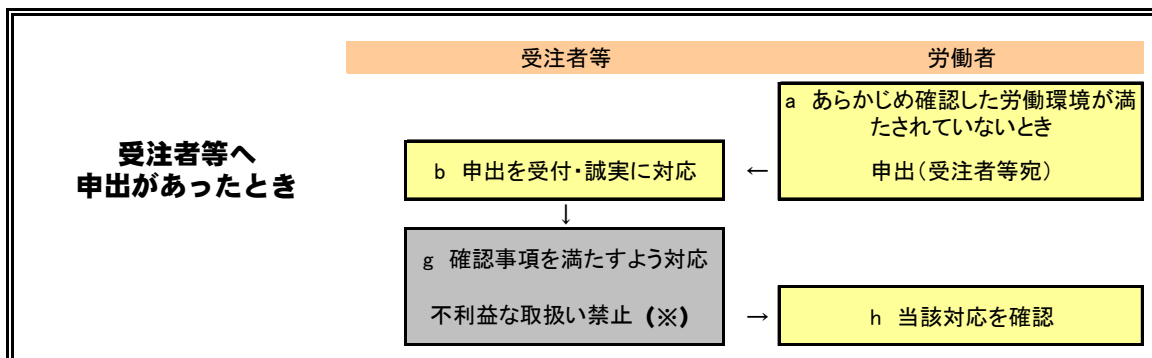
(表)

	第 号
	身 分 証 明 書
	所 属 _____
	氏 名 _____
	生年月日 年 月 日
<p>上記の者は、秋田市公契約基本条例実施要綱第9条の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
	年 月 日
	秋田市長
	印

(裏)

<p>秋田市公契約基本条例実施要綱（抜粋）</p>
<p>（立入調査等）</p>
<p>第9条 市長は、条例第7条第2項第3号の規定による調査を実施するときは、受注者等に対し必要な報告もしくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者等の事業所もしくは作業場に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。</p>
<p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書（様式第4号）を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。</p>
<p>3 前2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

公契約基本条例の業務フロー（申出への対応）



- A 労働者は、あらかじめ確認した労働環境が満たされていないとき、市に対し申出をします。
- B 市は、申出を受付し、内容を確認します。
- C 市は受注者に作業報酬額等の確認ができる資料の提出を求め、必要に応じ、作業場等に立入って調査を行います。
- D 受注者は当該調査に係る資料の提出等に協力します。
- E 市による調査の結果、当該労働者の作業報酬額等があらかじめ確認した内容を満たしていないとき、受注者等に対し必要な措置を講ずるよう指導します。
- F 市は、必要に応じ指導します。
- G 受注者等は、確認事項を満たすよう対応します。
- H 労働者は、当該対応を確認します。
- I 受注者は、対応結果を市に報告します。
- J 市は、報告書の内容を確認し、受理します。

※ 市の調査等において虚偽の報告をするなど調査の妨害を行った場合、又は是正措置を命じられたにもかかわらず措置を講じないなどの対応をした場合は、市は当該受注者に対し、指名停止等の措置を講ずることがあります。

労働環境報告書

(製造その他の請負の契約および業務委託契約)

※ 各報告内容について、該当する方に○を付けてください。

報告事項		回答
労働条件等	就業規則については、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
	就業規則が対象労働者に周知されていますか。	はい・いいえ
	労働条件は適正な内容になっていますか。また、労働者に労働条件通知書を交付していますか。	はい・いいえ
労働時間	労働者が働いた労働時間を適正に把握していますか。	はい・いいえ
安全衛生	労災事故防止のため安全衛生教育を実施するなど、労災への対策は適正ですか。	はい・いいえ
	定期的な健康診断の実施や、受動喫煙対策等を実施していますか。	はい・いいえ
各種保険	労働保険（労災保険、雇用保険）社会保険（健康保険・厚生年金保険）の手続きを適正に行っていますか。	はい・いいえ
賃金	作業報酬額について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期間を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	賃金台帳等から適正な計算により作業報酬額が支払われていますか。また、時間外、休日等の割増額について適正に算定し、支払っていますか。	はい・いいえ
	対象労働者（当該業務従事者）のなかで、一番低い作業報酬額を受給する者の賃金額はいくらですか。（日額） （賃金：精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は含まない）	（金額を記入） 円

※ 以上の報告内容において、場合によっては、聞き取り等の調査を行います。

年 月 日

（宛先）秋田市長

受注者 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

本件責任者：（部署名・氏名） _____

担当者：（部署名・氏名） _____

（担当者連絡先 _____）

当該業務の労働環境について、記載のとおり報告します。

なお、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

委託名 _____